

施策評価（平成24年度実施分事後評価）について

平成26年1月6日

昨年度に引き続き、第2次篠山市総合計画（前期基本計画）に掲げる施策「施策小（施策の目標）」について、評価（平成24年度実施分事後評価）を試行しましたので、全41施策について公表をいたします。

1【施策評価の目的】

「第2次篠山市総合計画前期基本計画」に掲載している施策の目的が達成されているかを評価し、施策の方向性、改善策等とともに結果を公表します。

また、「主な施策指標」については、計画目標と現状との乖離、進捗度を測る指標として活用しています。

※「第2次篠山市総合計画前期基本計画」は市のホームページにも掲載しています。

2【施策評価の単位】

「第2次篠山市総合計画前期基本計画」に掲載している「施策小(施策の目標)」全41施策を単位として評価しています。

3【評価の方法】

施策評価にあたっては、施策主担当課にて「施策評価表」を作成し（施策一次評価）、担当部長による「施策二次評価」を経て、庁内行政評価委員会による「総合評価」を行い、評価結果としています。

4【施策評価表の見方】

<区分（庁内行政評価委員会による総合評価を数値化したもの）>

① 構成事務事業の妥当性

庁内行政評価委員会において施策を構成する事務事業が、施策目的達成のために、適当な手段となっているかを、施策内の事務事業の方向性等から判断しています。

※構成事務事業の方向性については、「5【施策目的達成のための事務事業一覧の見方】②事務事業の方向性」を参照してください。

[構成事務事業の妥当性を示す記号]

記号	内容
3	構成事務事業は適当。計画通り進める。
2	事務事業の規模・内容について改善が必要。
1	事務事業の抜本的見直し（休・廃止）が必要。

② 施策の方向性

庁内行政評価委員会において総合的に判断した施策の方向性を示しています。

※「構成事務事業の妥当性」や施策を構成する事務事業の方向性とは必ずしも関連しません。詳細については施策評価等の結果及び各施策評価表を参照してください。

[施策の方向性を示す記号]

記号	内容	施策数
A	これまで以上に力を入れる施策。	6
B	これまで通り力を入れる施策。	35
C	縮小していく施策。	0

③ 施策の達成度

第2次篠山市総合計画策定時に設定した「施策指標」を中心に、施策の推進による活動や成果の変化（平成23、24年度実績値）と進捗度（平成24年度目標値に対する平成24年度の実績値）等をもとに、平成24年度の達成度を記載しています。

[達成度を示す記号]

記号	内容
◎	計画より進んでいる
○	計画通り進んでいる
△	計画より遅れている

5【施策目的達成のための事務事業一覧の見方】

施策に関連して実施する事務事業（施策を構成する事務事業）が、施策の目的達成手段として適切かを判断しています。施策内の事務事業を一覧にすることで、施策内での相対的な事務事業の重点化、予算配分に活用していきます（事務事業棚卸により事務事業の施策体系の位置付け、目的と手段、人件費を含めたコスト等の把握を行っています。）。

① 事務事業達成度

平成24年度における事務事業の進捗度を記載しています。

事務事業の活動指標の実績値等は参考値であり、必ずしも関連しません。

※達成度記号は施策指標の達成度を参照。

② 事務事業の方向性

事務事業の方向性について、主に事務事業見直しの規模を基準とした4段階に区分し、担当課長による評価をしています。

[事業の方向性を示す記号]

記号	属性	内容
A	計画通り進めることが適当	事務事業の予算規模、実施方法等について、現状のままでよいもの。
B	予算増を伴わない改善が可能	事務事業の実施方法等の改善で足りるもの。
C	予算増減を伴う見直しが必要	事務事業の統合、規模、内容、実施主体の見直し等、通常の改善では足りないもの。
D	抜本的な見直しが必要	事務事業の休・廃止、民営化等が必要となるもの。

③ 事務事業の方向性（施策体系内：413事業）

[事業の方向性を示す記号]

記号	内容	事務事業数
A	計画通り進めることが適当	358
B	予算増を伴わない改善が可能	39
C	予算増減を伴う見直しが必要	10
D	抜本的な見直しが必要	2
—	評価対象外（事務事業の終期到来等）	4